

食品リコールの現状（中間とりまとめ）骨子案

2013年7月29日
消費者委員会事務局

1. はじめに

- ①食品関連法令は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省等に所管があり、法執行は地方自治体である。
- ②相当数の食品自主リコールが存在し、印刷ミスや健康危害が重篤な例まで幅広い理由で回収されている。
- ③食品リコールの特殊性と製品リコールとの共通性の整理。

2. 食品リコールの考え方

- ①食品関連法令に基づく（強制）リコール（食品関連法令の整理）
- ②食品関連法令に基づかないリコール（自主リコール）
- ③消費者団体が提案する食品リコールの在り方

3. 食品リコールの情報収集体制

- ①情報収集体制（事業者のお客様センター窓口、保健所、地方農政局等）

4. 食品リコールの判断基準

- ①健康危害に基づくリコール
 - ・食品関連法令違反に基づく回収の判断基準
 - ・食品関連法令違反に基づかない回収の判断基準
- ②健康危害に基づかないリコール

5. 食品リコールの実施

- ①健康危害の度合いによる消費者への食品リコールの情報周知の在り方
- ②行政機関におけるネットワークの状況
- ③国、地方自治体、製造事業者、流通事業者等の協力体制
- ④事業者におけるリコールの取組と課題
- ⑤現状でのリコールのバラツキと矛盾点の整理

6. 食品リコールの終了・再発防止

- ①回収率の考え方（回収終了の判断）
- ②再発防止に向けた取り組みの現状
- ③自主回収品の処理確認の現状

7. まとめ

- ①健康危害の度合いによって、リコールの判断基準、実施方法、実施主体等を明らかにしたらどうか（消費者への情報提供の在り方、積極的なリコール（強制回収）、受身的なリコール（告知等）、消費者への情報提供 等）。
- ②リコールへの自主的な取り組みのためのガイドラインや国内・国際の規格の策定などのリコールの効果を上げる方法、さらに事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的なルールの検討。

以上